

東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業等郡山市実行委員会負担金交付要綱

令和元年10月24日制定

[文化スポーツ部スポーツ振興課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における東京2020オリンピック聖火リレーに係る関連事業及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る事前キャンプをはじめとする関連事業等(以下「事業」という。)を実施することにより、市民のスポーツ意識の醸成及び本市におけるスポーツの普及振興を図るため設立する東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業等郡山市実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対する負担金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費等)

第2条 負担金の交付対象は需用費、役務費、委託料その他の実行委員会の運営に要する経費とし、負担金の額は予算の範囲内で定める額とする。

(軽微な変更の範囲)

第3条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、負担金額の増額を伴わない変更

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金の交付の目的以外に負担金を使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第6条 実行委員会は、事業が完了したときは、当該完了の日の属する年度の3月31日までに、規則第14条の規定により速やかに市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、事業報告書とする。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により実行委員会に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、実行委員会が解散した日限り、その効力を失う。ただし、第4条第2号の規定については、同日後もなおその効力を有する。